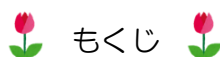




令和9年度 4 月入園 保育園・認定こども園 入園手続きのご案内



1. 保育園・認定こども園とは？	
（１）保育園・認定こども園のちがい	…P.1
（２）教育・保育給付認定とは	…P.1
（３）２号・３号認定の「保育を必要とする事由」と利用時間	…P.2
（４）１号認定の預かり保育無償化（施設等利用給付認定）について	…P.2
（５）保育料・給食費（副食費）について	…P.3
2. 入園申し込みについて	
（１）保育園・認定こども園（２号・３号認定）の場合	…P.4
（２）認定こども園（１号認定）の場合	…P.6
（３）入園調整について	…P.6
（４）育児休業中の申し込みについて	…P.7
（５）求職活動での申し込みについて	…P.8
（６）保育士等として就労（予定含む）する場合	…P.8
（７）お子さんの発達や健康状態に不安がある場合	…P.8
3. 入園申込書類について	
（１）公立保育園または私立保育園の場合	…P.9
（２）認定こども園（２号・３号認定）の場合	…P.10
（３）認定こども園（１号認定）の場合	…P.10
（４）「保育を必要とする事由」別の添付書類	…P.11
（５）保育料算定基礎資料の添付書類	…P.12
（６）個人番号（マイナンバー）の取り扱いについて	…P.14
（７）申し込み時の注意事項	…P.15
（８）各種様式の市ホームページ掲載について	…P.15

国公立幼稚園または認可外保育施設への入園を希望される場合は、各園に直接お問い合わせください。

上越市 こども・子育て部 幼児保育課 保育係
TEL：025-520-5720



1. 保育園・認定こども園とは？

(1) 保育園・認定こども園のちがい

施設区分	概要
保育園	◆就労などのため家庭で保育ができないなど、<u>保護者のいずれもが「保育を必要とする事由」</u>に該当する場合、お子さんを保育する施設。 ◆0歳児から5歳児までが利用できます。
認定こども園	◆幼稚園と保育園の機能をあわせもち、教育と保育を一体的に行う施設。 ◆教育部分（1号認定）と保育部分（2号認定、3号認定）があります。 ◆教育部分は家庭の状況によらず、満3歳から5歳児までが利用できます。 ◆保育部分は保育園と同様に、「保育を必要とする事由」に該当する場合、0歳児から5歳児までが利用できます。

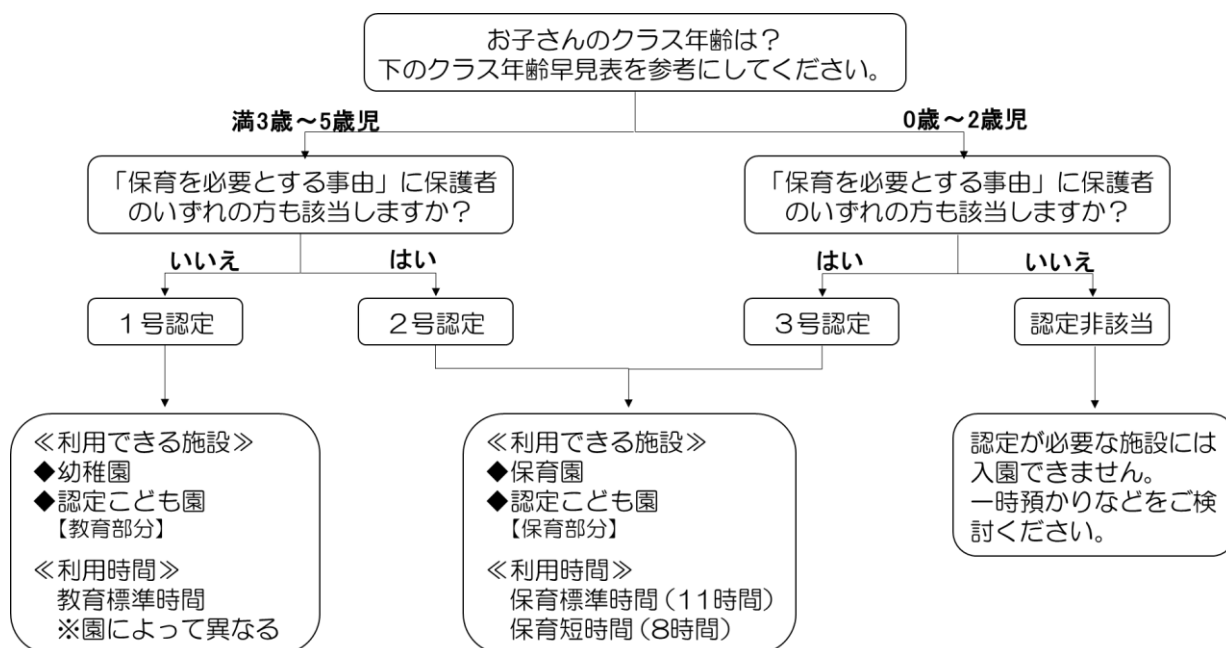
※受入可能年齢は園によって異なります。

※「保育を必要とする事由」の詳細は2ページを参照してください。



(2) 教育・保育給付認定とは

教育・保育給付認定（以下「認定」といいます。）とは、保育園や認定こども園に入園する際に必要となり、お子さんの年齢や保護者の就労状況等により1号認定、2号認定、3号認定に区分されます。下記のフローチャートからお子さんの認定区分をチェックしてみてください。



※「保育を必要とする事由」に該当する場合でも、幼稚園や認定こども園の教育部分を希望することができます。その場合は1号認定となります。

令和9年度 クラス年齢早見表	
クラス年齢	お子さんの生年月日
0歳児	令和8年(2026年)4月2日～
1歳児	令和7年(2025年)4月2日～令和8年(2026年)4月1日
2歳児	令和6年(2024年)4月2日～令和7年(2025年)4月1日
3歳児	令和5年(2023年)4月2日～令和6年(2024年)4月1日
4歳児	令和4年(2022年)4月2日～令和5年(2023年)4月1日
5歳児	令和3年(2021年)4月2日～令和4年(2022年)4月1日

(3) 2号・3号認定の「保育を必要とする事由」と利用時間

2号認定または3号認定を受けるには、保護者のいずれもが下表の「保育を必要とする事由」のうちいずれかに該当することが必要です。就労等の状況によって、市が「保育標準時間（11時間）」または「保育短時間（8時間）」の認定をします。

※保護者のいずれかが短時間に該当する場合は保育短時間の認定となります。

保育を必要とする事由	利用時間
1 就労（パートタイム、夜間、居宅内の労働など基本的にすべての就労を含む） ※月48時間以上	標準時間 …月120時間以上就労している場合 等 短時間 …月48時間以上120時間未満の就労 または短時間を希望した場合
2 妊娠・出産 産前8週以内（多胎妊娠は産前14週以内）から産後8週以内	標準時間 …希望した場合は短時間も可
3 保護者の傷病、障害	標準時間または短時間 …障害等級や傷病の状況による
4 親族の介護・看護 常時、介護・看護する必要がある場合	標準時間または短時間 …介護・看護の状況による
5 災害復旧の期間中	標準時間 …希望した場合は短時間も可
6 求職活動（起業準備を含む） ※原則90日間まで	短時間
7 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）	標準時間 …月120時間以上就学している場合 等 短時間 …月48時間以上120時間未満の就学 または短時間を希望した場合
8 虐待やDVから子どもを保護する必要がある場合	標準時間
9 その他 上記以外の事由で保育を必要とする場合	標準時間または短時間 …家庭等の状況による

(4) 1号認定の預かり保育無償化（施設等利用給付認定）について

1号認定のお子さんに対して、教育標準時間を超えて行う保育を「預かり保育」といいます。

「預かり保育」は「施設等利用給付認定」を受けると無償化の対象となります。

「施設等利用給付認定」を受ける条件は下表のとおりです。

認定区分	対象児童の条件	無償となる金額の上限	支給に係る施設
新1号認定	満3歳以上の児童	28,000円/月	上越教育大学附属幼稚園
新2号認定	3歳児以上で「保育を必要とする事由」に保護者のいずれもが該当する児童	12,300円/月	高田幼稚園 認定こども園（教育部分）
新3号認定	市町村民税非課税世帯の3歳児未満で「保育を必要とする事由」に保護者のいずれもが該当する児童	17,700円/月	

※ただし、1日あたり490円まで

(5) 保育料・給食費（副食費）について

保育料はお子さんの年齢、利用時間、保護者の所得に応じて算定されます。また、幼児教育・保育の無償化により、1号認定（満3歳以上）・2号認定（3歳児以上）のお子さん保育料は無料です。

1号・2号認定のお子さんは、給食費（副食費）が実費負担（金額は園によって異なります）となります。保育料は「令和9年度保育認定（2号・3号認定）月額保育料表【案】」（市ホームページ掲載）、給食費（副食費）は別紙「令和9年度保育園・認定こども園【2号・3号認定】一覧（予定）」を参照してください。1号認定の給食費（副食費）は各園にお問い合わせください。

＜2号・3号認定…保育園・認定こども園（保育部分）＞

クラス区分	保育料	給食費（副食費）	備考
0～2歳児	月額保育料表による	保育料に含まれる	通園バス、私立園の入園料等は実費負担
3～5歳児	全園児無料	実費負担 ※免除については下表参照	

＜1号認定…認定こども園（教育部分）＞

クラス区分	保育料	給食費（副食費）	備考
満3歳（未満児）	満3歳の誕生日の前日の翌月から無料	実費負担 ※免除については下表参照	通園バス、私立園の入園料等は実費負担
3～5歳児	全園児無料		

【給食費（副食費）の免除制度】

下記の表に該当するお子さんは、給食費（副食費）が免除となります。

区分	第1子	第2子	第3子以降
生活保護世帯	○	○	○
市民税非課税世帯	○	○	○
年収360万円未満相当世帯			
うちひとり親世帯等※1	○	○	○
その他	○	○	○
年収470万円未満相当世帯			
うちひとり親世帯等※1	○	○	○
その他	×	○	○
年収470万円以上相当世帯	×	×	○条件有※2

※1 「ひとり親世帯等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者（いわゆる母子世帯・父子世帯）または保護者若しくは保護者と同一世帯に属する者が下記のア～オに該当する世帯です。

ア 身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童

オ 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

※2 年収470万円以上相当世帯は、教育・保育給付認定により条件が異なります。

1号認定 → 小学校3年生までの最年長児を第1子としてカウント

2号・3号認定 → 小学校就学前までの最年長児を第1子としてカウント

2. 入園申し込みについて

(1) 保育園・認定こども園（2号・3号認定）の場合

1次申し込み（9月～10月）から入園までの流れ

8月25日頃

市ホームページ及び広報上越9月号に1次申し込みの概要を掲載します。



9月1日～10月31日 ※期限厳守《期限を過ぎた場合、申込を受け付けることができません》

1次申し込みを受け付けます。第1希望の園で申込書類を受け取り、必要書類を全て揃え、書類を受け取った園に提出してください。

書類を受け取った園と別の園への申し込みを希望する場合、書類を受け取った園に一度書類を返却（または申し込みをしない旨を連絡）し、申し込み希望園で別途書類を受け取ってください。

《1次申し込み時の注意事項》

- ◆1次申し込み期間中にまだ生まれていないお子さんは、申し込みはできません。出生後、2次申し込みまたは随時申し込みをしてください。
- ◆保護者のどちらかが育児休業を取得している場合で、令和9年4月以降、転職や辞職等を検討している場合は、「保育を必要とする事由」は「求職活動」となります。



12月上旬頃

各園における年齢別の定員を超過した場合、「入園選考の基準・保育の必要性の認定基準」（市ホームページ掲載）をもとに、指数による書類審査を行います。

審査の結果、入園調整の対象となったお子さんの保護者にのみ電話連絡をし、第2～第5希望の園（希望外の園となる可能性もあります）の中で入園調整を行います。



12月下旬頃

入園調整終了後、入園決定通知書を送付します。

- ◆公立保育園・私立保育園に入園決定した方…市から直接入園決定通知書を送付します。
- ◆認定こども園に入園決定した方…各園から入園決定通知書を送付するため、送付時期が多少前後する可能性があります。



1月～2月頃

入園説明会を各園にて実施します。開催日時等は各園から通知します。

《5月1日までに育児休業から復帰予定として申し込まれた方のみ》

入園説明会で「復職（予定）証明書」を配布します。期限（3月中旬頃予定）までに園へ提出してください。



3月31日まで 《市外から転入予定の方のみ》

市外から転入予定の方は、必ず住民票を上越市に移してください。



4月1日

ご入園おめでとうございます。

2次申し込み（2月）・随時申し込み（3月）から入園までの流れ

（※各申し込み期間は現時点での予定のため変更となる場合があります）

1月25日頃

市ホームページ及び広報上越2月号に2次申し込みの概要を掲載します。



2月1日～2月12日 ※期限厳守《期限を過ぎた場合、申込を受け付けることができません》

2次申し込みを受け付けます。**第1希望の園で申込書類を受け取り、必要書類を全て揃え、書類を受け取った園に提出してください。**

書類を受け取った園と別の園への申し込みを希望する場合、書類を受け取った園に一度書類を返却（または申し込みをしない旨を連絡）し、申し込み希望園で別途書類を受け取ってください。

《2次申し込み時の注意事項》

- ◆すでに他園に入園決定している場合、**入園辞退届の提出が必要です**。入園決定している園へ申し出てください。
- ◆入園決定通知後に辞退等により空きが出た場合、入園調整を行った園であっても2次申し込みを受け付ける場合があります。ただし、1次申し込みで入園調整となったお子さんは繰り上げ入園とならないため、改めて入園申し込みが必要です。



2月中旬～下旬頃

各園における年齢別の定員を超過した場合、1次申し込みと同様の手順で入園調整を行います。入園調整終了後、入園決定通知書を送付します。



3月1日～3月12日 ※期限厳守《期限を過ぎた場合、4月2日以降の入園となります》

随時申し込みを受け付けます。**入園希望の園にて申込書類を受け取り、必要書類を全て揃え、書類を受け取った園に提出してください。先着順のため入園調整は行いません。**

入園決定通知書は3月下旬に送付します。

《随時申し込み時の注意事項》

- ◆随時申し込みを受け付ける園は、2月下旬頃に市ホームページに掲載します。
- ◆すでに他園に入園決定している場合、**入園辞退届の提出が必要です**。入園決定している園へ申し出てください。



3月中旬～下旬頃 《5月1日までに育児休業から復帰予定として申し込まれた方のみ》

2次・随時申し込みの方は、入園決定通知書と一緒に「**復職（予定）証明書**」を送付します。期限（3月中～下旬頃予定）までに園へ提出してください。



3月31日まで 《市外から転入予定の方のみ》

市外から転入予定の方は、**必ず住民票を上越市に移してください。**



4月1日

ご入園おめでとうございます。

(2) 認定こども園（1号認定）の場合

1号認定 申し込みから入園までの流れ

各園の申し込み期間内で、各園にて申し込み手続きを行ってください。
詳細は入園を希望する園にお問い合わせください。

《申し込み時の注意事項》

◆保育園・認定こども園（2号・3号認定）との併願は可能です。その場合、どちらを第1希望とするか申し込み先の園に必ず伝えてください。

【例】〇〇認定こども園（2号認定）を第1希望、〇〇認定こども園（1号認定）を第2希望。

※申し込みはそれぞれの別の園でも可能ですが、それぞれの園に希望の優先順位を伝えてください。



12月下旬頃

教育・保育給付認定の決定通知書を送付します。各園から送付するため、送付時期は多少前後する可能性があります。



1月～2月頃

入園説明会を各園にて実施します。開催日時等は各園から通知します。



3月31日まで 《市外から転入予定の方のみ》

市外から転入予定の方は、必ず住民票を上越市に移してください。



4月1日

ご入園おめでとうございます。

(3) 入園調整について

①入園調整の対象園について

対象となる園	公立保育園、私立保育園、認定こども園（2号・3号認定）
対象外の園 ※市（幼児保育課）で入園申し込みを受け付けないため	認定こども園（1号認定）、高田幼稚園、上越教育大学附属幼稚園、企業主導型保育園

②入園調整に係る留意事項

- ◆申し込み時の「保育を必要とする事由」に虚偽があった場合、入園決定取り消し処分となる場合があります。
- ◆入園決定後、辞退等により空きが出た場合でも、調整対象となったお子さんは繰り上げ入園にはなりません。空きが出た園への入園申し込みを希望する場合は、すでに入園決定している園に入園辞退届を提出してください（空きが出た園に必ず入園できるとは限りません）。
- ◆「入園選考の基準・保育の必要性の認定基準」（市ホームページ掲載）以外の基準はありません。

(4) 育児休業中の申し込みについて

保護者のいずれかが育児休業中の場合、家庭において保育が可能なことから、「保育を必要とする事由」に該当しないため、保育園・認定こども園（2号・3号認定）への入園はできません。ただし、**お子さんの入園後、1か月以内に復職することを前提条件**として、「保育を必要とする事由」を「就労」として申し込むことが可能です。なお、入園調整において加算対象（指数1）となります。

①手続きに必要な書類 ※11月～4月の間に育児休業を取得する保護者それぞれが提出

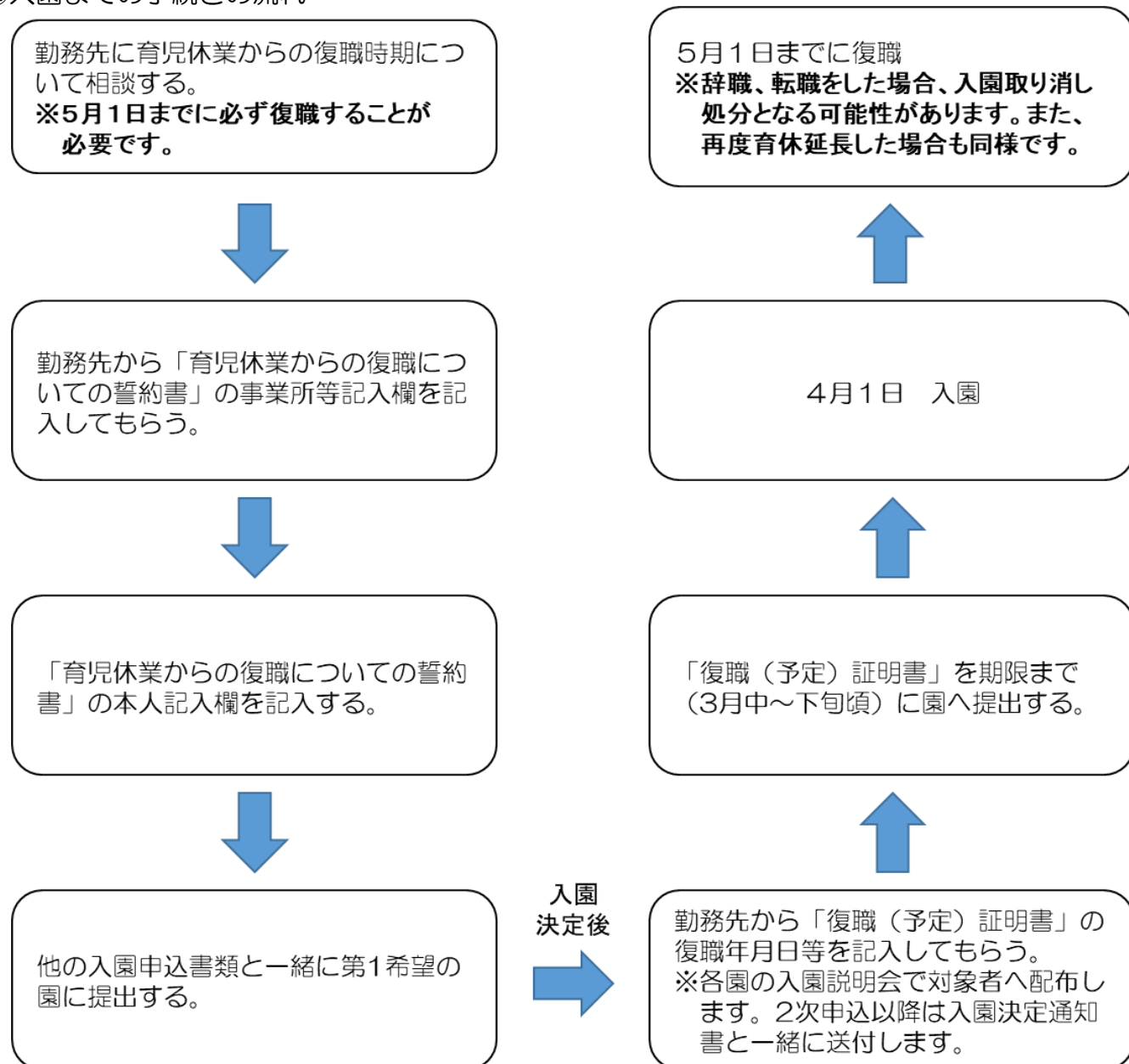
◆入園申込時 … 育児休業からの復職についての誓約書

※保護者のいずれもが育児休業を取得する場合は、申込書類受け取り時に各園に申し出てください。

（例）父母ともに育児休業を取得する場合は2部必要

◆入園決定後 … 復職（予定）証明書

②入園までの手続きの流れ



(5) 求職活動での申し込みについて

保護者のいずれかが、入園申込時または入園申込受付期限日時点では求職活動中であり、入園決定までに就労先が決定した場合であっても、入園調整を行う関係上、「保育を必要とする事由」は申込時点で申告された「求職活動」となります。ただし、入園申込時または入園申込受付期限日時点で就労が内定しており、就労証明書が発行される場合は「就労」となります。

また、保護者のいずれかが、申込時点ではまだ求職活動を行っていない場合でも、4月1日から求職活動を行うことを前提条件として、「保育を必要とする事由」を「求職活動」として申し込むことが可能です。

(6) 保育士等として就労（予定含む）する場合

保育士等（有資格者に限る）として勤務予定の保護者のお子さんが、保育園・認定こども園に入園しやすくすることで、保育士等として勤務しやすい環境を整え、上越市内における入園可能児童数の確保につなげることを目的として、保護者のいずれかが、以下の条件に全て該当する場合、入園調整において加算対象（指数4）となります。

①該当する条件（全てに該当する必要あり）

☐	申込時点で、「保育士」または「幼稚園教諭」の資格を取得済みである。 ※取得予定は対象外です。
☐	4月1日から5月1日までの間に、保育士等として勤務予定または復職予定である。 ※採用試験受験予定の場合等は対象外です。申込時点で、勤務することが決定している場合のみ対象となります。
☐	勤務（予定）先は、市内における以下のいずれかの施設である。 ①公立保育園、高田幼稚園 ②私立保育園、認定こども園、上越教育大学附属幼稚園 ③企業主導型保育園、事業所内保育室

②手続きに必要な書類

◆資格証の写し

◆勤務することが決定している施設等が記入した「就労証明書」

※「13 保育士等としての勤務実態の有無」欄への記入が必要です。



③入園までの手続きの流れ

他の入園申込書類と一緒に第1希望の園に提出してください。

(7) お子さんの発達や健康状態に不安がある場合

市内の保育園・認定こども園では、障がいがあるお子さんや発達に不安があるお子さんなど、特別な配慮を必要とするお子さんに加配保育士等を配置するなどして、安心してお子さんが通園できる環境を整えています。

4月の入園当初から、安心してお子さんが通園できるよう準備するため、お子さんの発達や健康状態に不安がある場合は、**申し込み時に入園を希望する園にご相談ください。**

なお、入園調整の選考に影響はありません。

3. 入園申込書類について

(1) 公立保育園または私立保育園の場合

配布	提出	書類名	備考
○		令和9年度 4 月入園 保育園・認定こども園 入園手続きのご案内	
○		令和9年度保育園・認定こども園【2号・3号認定】一覧（予定）	事業所番号の記載あり
○	○	保育園・認定こども園入園申込書兼教育・保育給付認定申請書	ピンク厚紙
○	○	就労証明書（A面）・申立書（B面） ※2人で両面を使用せず、保護者それぞれ各1枚を提出してください。	2部配布
	○	「保育を必要とする事由」別の添付書類	P11 参照 各保護者分
	★	保育士証または幼稚園教諭免許状の写し ※保育士等としての勤務実態がある場合に提出してください。	P8 参照
○	○	保育料算定基礎資料	
	★	保育料算定基礎資料の添付書類	P12 参照
○	○	発達状況調査票	白色厚紙
	★	お子さんの身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の写し	
○	★	育児休業からの復職についての誓約書 ※11月～4月の間に育児休業を取得する保護者それぞれが提出してください（父母ともに取得する場合は、園に申し出てください）。	P7 参照 1部配布
	○ ※提示のみ	申込書持参者の本人確認書類（免許証等）	郵送の場合は 写しを同封

★…該当者のみ提出



(2) 認定こども園（2号・3号認定）の場合

配布	提出	書類名	備考
○		令和9年度4月入園 保育園・認定こども園 入園手続きのご案内	
○		令和9年度保育園・認定こども園【2号・3号認定】一覧（予定）	事業所番号の記載あり
○	○	保育園・認定こども園入園申込書兼教育・保育給付認定申請書 ※教育・保育給付認定申請書として使用します。 入園申込書が園独自の様式となる場合でも提出は必要です。	
○	○	就労証明書（A面）・申立書（B面） ※2人で両面を使用せず、保護者それぞれ各1枚を提出してください。	2部配布
	○	「保育を必要とする事由」別の添付書類	P11 参照 各保護者分
	★	保育士証または幼稚園教諭免許状の写し ※保育士等としての勤務実態がある場合に提出してください。	P8 参照
○	○	保育料算定基礎資料	
	★	保育料算定基礎資料の添付書類	P12 参照
	★	お子さんの身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の写し	
○	★	育児休業からの復職についての誓約書 ※11月～4月の間に育児休業を取得する保護者それぞれが提出してください（父母ともに取得する場合は、園に申し出てください）。	P7 参照 1部配布
	○ ※提示のみ	申込書持参者の本人確認書類（免許証等）	郵送の場合は 写しを同封

★…該当者のみ提出

(3) 認定こども園（1号認定）の場合

配布	提出	書類名	備考
○		令和9年度4月入園 保育園・認定こども園 入園手続きのご案内	
○	○	保育園・認定こども園入園申込書兼教育・保育給付認定申請書 ※教育・保育給付認定申請書として使用します。	
○	○	保育料算定基礎資料	
	★	保育料算定基礎資料の添付書類	P12 参照
	○ ※提示のみ	申込書持参者の本人確認書類（免許証等）	郵送の場合は 写しを同封

★…該当者のみ提出

(4)「保育を必要とする事由」別の添付書類

保育を必要とする事由		必要書類
1 就 労 ※ 月 48 時 間 以 上 就 労	・企業等に勤務している人 ・企業等から内定を受けている人	☐ 就労証明書
	・育児休業を取得する（している）人で、5月1日までに職場復帰する人	☐ 就労証明書 ※証明書中の「9 育児休業の取得」欄への記入が必要です。 ☐ 育児休業からの復職についての誓約書
	・自営業（農業を含む）をしている人	☐ 就労証明書 ※①～④いずれか1つを必ず添付してください。 ☐ ①事業開始届の写し ☐ ②代表(証明)者の確定申告書の写し ☐ ③農家基本台帳の写し ☐ ④自営業等の就労を確認できる書類
2	妊娠中（産前8週、多胎妊娠は14週）から出産後8週以内	☐ 母子手帳の表紙の写し ☐ 母子手帳の出産予定日記載ページの写し 傷病の場合 ☐ 医師の診断書の写し 障害の場合 ☐ 身体・精神・療育手帳の写し 対象の親族について次のいずれか1つ ☐ 医師の診断書の写し ☐ 身体・精神・療育手帳の写し ☐ 介護認定証等の写し ☐ 申立書 ☐ り災証明書の写し ☐ 求職カード、求人サイト登録者画面等の写し ☐ 申立書内の「誓約書」欄に署名 ☐ 在学証明書等の写し ☐ 時間割等のスケジュールがわかるもの 次のいずれか1つ ☐ 保護命令書の写し ☐ 指導通知書等の写し ☐ 事情や状況の分かる書類の写し
3	保護者の傷病、障害	
4	親族を常時、介護・看護する必要がある場合	
5	災害復旧の期間中	
6	求職活動（起業準備を含む）	
7	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）	
8	虐待やDVから子どもを保護する必要がある場合	
9	その他、上記以外の事由で保育を必要とする場合	

※就労証明書と申立書は1枚に両面印刷されていますので、どちらか一方の面のみご使用ください。
 父母で保育事由が異なる場合に、2人で両面1枚を使用しないようご注意ください。

(5) 保育料算定基礎資料の添付書類

①添付書類一覧（「保育料算定基礎資料」の裏面に貼り付けて提出してください）

必要な人	添付書類
令和7年分所得の確定申告または 市民税・県民税申告がお済みでない人 (対象者には個別で連絡いたします。)	「令和8年度住民税所得課税（非課税）証明書」または 「令和8年度住民税決定・変更通知書」（写し可） ○令和8年1月1日時点でお住まいになっていた市区町村の 税務担当課へ申告をしてください。（令和8年1月1日時点 で上越市に在住の場合は、当市税務課で申告後、本人控えの 写しを提出してください） ○海外勤務者で日本での課税がない場合は、令和7年中の所得 がわかる書類を提出してください。
令和8年1月1日時点で他の市区町村に お住まいの人で、 保育料算定基礎資料の入園申し込み時点 で市外にお住まいの人 (単身赴任等も含みます)	「マイナンバーカードや通知カード（写し）」 ○入園申し込み時点で上越市に転入済である場合は不要です。 ○海外勤務者で日本での課税がない場合は、令和7年中の所得 がわかる書類を提出してください。
きょうだいが次のいずれかの園を利用し ている人 認定こども園（教育・保育給付認定を 受けず私的契約による在園の場合）、 国公立幼稚園、企業主導型保育園	「在園証明書」 ○教育・保育給付認定を受けている場合は不要です。
未就学のきょうだいが特別支援学校等を 利用している人	「在園証明書」 ○特別支援学校等 ・・・特別支援学校幼稚部、児童発達支援、 医療型児童発達支援、 情緒障害児短期治療施設通所部
別居の子どもがいる人	生計を一にしていることが確認できる書類 例：「別居の子の保険証（写し）」 ※別居の子の「マイナ保険証の資格情報の写し」や 「資格確認書の写し」でも可 ○同居する子どもについては、添付書類は不要です。
表面「3. 家庭の状況」において 障害基礎年金（障害厚生年金）の受給者に 該当する人	「障害基礎年金（障害厚生年金）の年金証書 （写し）」

②特記事項

- 保育料算定基礎資料の提出がない場合は、**一番高い保育料を適用**するため、ご注意ください。
- 父母の市民税が非課税の場合は、同一世帯の祖父母等の市民税額で算定することがあります。
- 離婚調停中等について、ひとり親とみなして算定する場合がありますので、事実を確認できる書類等をご準備の上、幼児保育課へご相談ください。
- 令和9年4月から8月までの保育料は、令和8年度の市民税額で決定します（毎年9月が保育料の切り替え時期になります）。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和8年度の市民税額に基づく保育					令和9年度の市民税額に基づく保育						

<参考：令和8年度の保育料の負担軽減措置（無償化以外の軽減措置）>

所得要件	対象世帯	軽減内容
年収約 470 万円未満相当 (市民税所得割合算額※1 が 97,000 円未満)	ひとり親世帯等※3	生計を一にする※2 子どもであれば、第 1 子以降の保育料は無料
	その他	生計を一にする※2 子どもであれば、第 1 子の年齢にかかわらず、第 2 子の保育料は半額（非課税世帯は無料）、第 3 子以降は無料
所得要件なし	18 歳未満の子どもが 3 人以上いて第 3 子以降の児童が 3 歳未満児で入園している世帯	第 3 子以降の保育料は 1/4
	保育園等に同時入園している場合	入園している最年長の子どもから数えて 2 人目は半額、3 人目以降は無料

※1 保育料算定対象者の市民税所得割額の合計

※2 必ずしも同居を要件とするものではなく、例えば、勤務、就学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合

※3 同居（同一住所）の祖父母等がいない母子（父子）のみ世帯や障がい者（児）と生計を一にしている世帯

(6) 個人番号（マイナンバー）の取り扱いについて

マイナンバー法（※）の施行に伴い、保育園・認定こども園の入園申込書類に、保護者及び入園児童のマイナンバーを記載していただく必要があります。

入園申込書類を園に提出する際には、申込書持参者の本人確認書類の提示が必要になりますので、下記の本人確認書類の例を参考に、必ずご持参ください。なお、郵送で提出される場合は、本人確認書類の写しを入園申込書類とあわせて送付ください。

（※）正式名称は「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」

＜本人確認書類の例＞

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体・精神・療育手帳、特別永住者証明書 等
※顔写真付きの本人確認書類が必要です。

※本人確認書類の用意ができない場合は、第 1 希望の園または幼児保育課までお問い合わせください。

【マイナンバーに関する取り扱いについてよくある質問】

Q1 保育園・認定こども園入園申込書兼教育・保育給付認定申請書のマイナンバーは必ず記入しなければなりませんか？

A1 マイナンバー法により、マイナンバーを記入していただく必要があります。未記入でも受理しますが、代替りの本人確認書類を提出いただくことがあります。保護者の皆様には、できる限り記入していただくようお願い申し上げます。

Q2 保育園・認定こども園入園申込書兼教育・保育給付認定申請書のマイナンバーはどのように使うのですか？

A2 他の自治体との情報連携により、場合によっては保護者が教育・保育給付認定や保育料に関する証明書類を取得する必要がなくなることもあります。

Q3 マイナンバーの写しの提出を求められることはありますか？

A3 4月～8月入園で令和8年1月1日時点（9月以降入園は令和9年1月1日時点）の住所地が市外で、入園日以後の住所地も単身赴任等で市外である場合は、マイナンバーに間違いがないか確認する必要がありますので、「マイナンバーカード」または「通知カード」の写しの提出をお願いしています。

Q4 保育園・認定こども園の職員に知られてもよいのですか？

A4 マイナンバーを含め児童や保護者の情報については、公立・私立を問わず児童福祉法により守秘義務が課せられています。

Q5 マイナンバーの記載された書類はどのように管理するのですか？

A5 提出された保育園・認定こども園入園申込書兼教育・保育給付認定申請書は、保育園・認定こども園の鍵のかかるロッカー等で保管され、保育園・認定こども園から幼児保育課（総合事務所市民生活・福祉グループ）に提出されます。幼児保育課（総合事務所市民生活・福祉グループ）でも鍵のかかるロッカーで厳重に保管します。

Q6 保育園・認定こども園の職員にマイナンバーを見られずに提出する方法はありますか？

A6 保育園・認定こども園入園申込書兼教育・保育給付認定申請書を封筒に入れて封をする等の方法で、提出いただくことも可能です。

(7) 申し込み時の注意事項

- ◆記入箇所は漏れなく記入してください。
- ◆不足書類が無いよう、提出期限までに必ず提出してください。
- ◆申請された内容が事実と異なる場合は、入園を取り消すことがあります。全ての書類は事実に基づいて正確に記入してください。

(8) 各種様式の市ホームページ掲載について

市ホームページに、入園に係る各種様式・資料等を掲載しています。

下記の二次元コードからアクセスしてください。

《市ホームページ 新年度入園案内二次元コード》



入園選考の基準表や令和9年度の保育料表（案）、よくある質問なども掲載しています。申し込みの参考としてください。

入園申込書類は一部のみの掲載です。掲載が無い様式は、第1希望の園にてお受け取りください。

